**第２回　大阪府障がい者差別解消協議会　議事録**

日時：平成２９年２月１７日（金）　午前９時３０分から午前１１時３０分まで

場所：大阪赤十字会館　３階３０２・３０３会議室

出席委員

　嵐谷　安雄　　（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

　大竹　浩司　　（公社）大阪聴力障害者協会会長

　小田　昇　　　関西鉄道協会専務理事

　小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻特別支援教育実践センター長教授

　倉町　公之　　（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

　坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

　柴原　浩嗣　　（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

　下村　喜幸　　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学教育福祉学類長

　髙橋　あい子　（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長

　坪田　真起子　（社福）大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

　中内　福成　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事

　西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

　久澤　貢　　　（社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

　吉川　和夫　　学校法人大阪初芝学園初芝立命館高等学校教諭

大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

　與那嶺　司　　神戸女学院大学文学部総合文化学科准教授

　◎　会長

オブザーバー

　山田　和弘　大阪法務局人権擁護部第二課長

　村田　泰弘　大阪労働局職業安定部職業安定対策課長（代理：岩津　善昭課長補佐）

　森口　孝彦　泉大津市健康福祉部障がい福祉課長

　杉田　庄司　豊能町生活福祉部住民人権課長

○事務局　定刻になりましたので、ただいまから「第２回　大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。

　委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

　本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　まず、開催にあたりまして、障がい福祉室長より一言ご挨拶申し上げます。

○事務局　おはようございます。「第２回　大阪府障がい者差別解消協議会」の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

　皆様方におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃は大阪府の障がい福祉施策の推進に、格別なご理解とご協力を賜っていること、この場をお借りし厚くお礼を申し上げます。

　昨年４月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」の施行、及び「大阪府障がい者差別解消条例」の施行から、早くも１年が経過しようとしております。

　大阪府では、この１年間における障がい者差別の解消に向けた取組みを検証し、条例見直しの検討に資することを目的に、この差別解消協議会の下に合議体を組織いただき、広域支援相談員の相談状況等について総合的に分析・検証を行っていただきました。

　この間、大変ご多忙な中、昨年７月以降、７回にわたり合議体での検証にご尽力いただきました会長をはじめ、会長からの指名により委員としてご参画いただきました委員の皆様方や、ご視察いただきました委員の皆様方には、貴重なご意見やご助言を多数いただきましたこと、改めて厚くお礼申し上げます。

　話は少しそれますが、差別解消協議会が昨年６月に設置され、その下で第１回の合議体が７月２７日に開催され、その前日の２６日は決して忘れることのできない、また忘れてはならない相模原市の津久井やまゆり園での事件がありました。障がい福祉室としてメッセージも発信させていただきましたが、なぜこのような事件が起きるのか、悔やまれてなりません。

　また、事件だけではなく、障がいのある人が被害に遭われる事故も頻繁に起きております。昨年８月には東京で、１０月には大阪府の柏原市で、今年の１月には埼玉で、視覚に障がいのある方が駅のホームから転落しお亡くなりになられています。

　事件や事故に接するたびに、防げなかった事件だったのか、また、近くの人のご理解があれば事故は防げたのではないかと考えますと、非常に残念でなりません。

　障がいや障がいのある方々への理解がまだまだ進んでいないのではないか、改めて啓発の重要性を実感させられたところです。

　本日は、合議体での分析・検証の成果として取りまとめました、障がい者差別解消の取組みと、相談事例等の検証（案）についてご審議いただくこととしております。

　報告書では、広域支援相談員の対応実績のほか、相談事例等について整理・分析し、府の取組みの検証を行っております。後ほど詳しく報告させていただきますが、先ほども申し上げましたように、まだまだ障がいや障がいのある方への理解・認識の不足に起因するところが大きいと思われる事例が多くございます。

　今後、法の趣旨の普及や障がい理解の浸透に向け、啓発活動の充実をより一層図っていく必要がございます。

　そのため、報告内容にもありますが、来年度、広域支援相談員の活動への助言の一環として、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」（以下、ガイドライン）をはじめとする各種啓発についてもご助言をいただき、ガイドラインの改訂も視野に入れながら、事業者等を含め、広く府民への啓発を行ってまいりたいと考えております。

　差別のない社会を実現するためには、社会全体で取り組む必要があります。大阪府としましては、広域的な観点から市町村と十分に連携し、府民や事業者等、府民全体で差別解消に向けた取組みがより一層深まるよう、尽力してまいります。

　最後になりますが、障がい者差別の解消の推進と、誰もが暮らしやすい共に生きる社会づくりに向けて、委員の皆様には、それぞれの専門的見地から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

　本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　現在の委員は、配布しております委員名簿のとおりでございます。本日は委員数２０名のうち、委員１８名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　また、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領第３条の規定により、出席いただくオブザーバー５名のうち、４名のご出席をいただいております。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。黒のクリップ止めした資料ですが、クリップを外していただきますと、

　「次第」

　「配席表」

　「委員名簿」

　「専門員名簿」」

　資料１－１「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証（案」）概要」

　資料１－２「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証（案）」の冊子

　資料２－１「府内市町村の障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況」

　資料２－２「府内市町村の法第１０条に規定する対応要領の策定状況」

　参考資料１「内閣府調査結果概要」

　参考資料２「合理的配慮対応促進事業に係る啓発冊子の概要と冊子イメージ案」

　以上ですが、資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

　なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則、公開としております。

　後日、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。但し、委員名は記載いたしません。予めご了解いただきますようお願いします。

　次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員や、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員等がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

○会長　先ほど室長からもご説明がありましたとおり、昨年、大阪府では差別解消法施行に伴い、１つはガイドラインを策定し、もう１つは条例を制定して施行に臨んだということです。

　障害者差別解消法第１４条で、相談及び紛争防止のための体制整備を求めておりましたが、具体の内容はそれぞれの自治体に任せたままになっております。

　そこを、大阪府として条例を制定し、具体的に相談及び紛争防止のための体制整備に法的根拠を与え、これに積極的に取り組んでまいりました。

　大阪府の障がい者差別解消協議会が障がい者差別解消支援地域協議会の機能も兼ねることを条例で定めておりますが、この間、合議体を開かせていただき、広域支援相談員が関わった相談事例について検証し、助言を与えてきたところです。

　条例については、全国の先行する自治体の条例と比較しますと、課題がないわけではありません。条例制定については、府議会でもその点を指摘し、お叱りも受けたように伺っております。

　そのためにも私どもは、この改正をしっかりと機能させていくことを念じ、この１年取り組んでまいりました。本日はその報告をさせていただき、今後の課題をお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

　それでは早速ですが、議事次第に従いまして進行を進めてまいります。

　議題１「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証について」資料を作成しておりますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局　事務局です。今年度の取組みの報告書となります「障がい者差別の取組みと相談事例等の検証（案）」について説明をさせていただきます。

　委員の皆様にはお忙しい中、合議体での検証へのご参画や、報告書の素案の段階でのご意見などを頂戴いたしました。

　７回にわたる合議体開催において、相談状況などの総合的な分析と検証を行っていただいた成果として、本日は「差別解消の取組みと相談事例等の報告書（案）」という形でお示しすることになりました。委員の皆様、どうもありがとうございます。

　本日の資料として、資料１－１として概要版、資料１－２として報告書本文をお配りしております。

　報告書（案）は、墨字では５２ページ、点字版では１４１ページです。今回お示ししている案については、素案段階のものと方向性や記載内容は大きく変わっておりませんので、本日は概要版を中心に、一部本文もご覧いただきながら説明をさせていただきたいと思います。

　まず、概要版の１ページをご覧ください。

　この報告書は、大阪府における障がい者差別解消の取組みを検証し、条例附則に規定する見直し検討に資することを目的に、広域支援相談員の相談状況などを総合的に分析、検証した結果を取りまとめたものです。

　まず、広域支援相談員の対応実績です。

　昨年４月に条例を施行し、広域支援相談員を配置して以後、昨年１２月までの９カ月分の相談対応状況を整理しております。

　相談件数は８４件、対応回数は延べ３２０回です。

　相談件数８４件を相談類型別でみますと、不当な差別的取扱いに該当すると思われるものが、おそれも含め１９件、合理的配慮の不提供に該当すると思われるものがおそれも含め３件となっております。これ以外の相談が６２件となります。このうち、差別解消法の差別には該当しませんが、不適切な行為のあったものが５件、不快・不満が１１件などとなっています。

　なお、相談類型の振り分けについては、相談者の主訴ではなく、広域支援相談員が対応した上で整理しております。

　それでは、相談対応で見えてきた特徴についてご紹介いたします。

　不当な差別的取扱いに該当すると思われる１９件のうち、約半数の１０件については、合理的配慮の不提供が要因となって発生した事例と思われます。

　１例をご紹介いたしますが、自閉症があり感覚過敏がある方がプールを利用するにあたり、スイミングキャップを被れないことを申し入れたのですが、利用を断られたという事例です。この事例については、合理的配慮のひとつの指標である柔軟なルールの変更がなされず、結果的に利用の拒否につながりました。このような事例が含まれております。

　点字版では２ページに移ります。

　次に、分野別の相談件数から見ると、大阪府の差別解消ガイドラインから整理した６分野、商品・サービス、福祉サービス、公共交通、住宅、教育、医療ですが、これにあてはめますと、商品・サービス分野における相談が８４件中２０件と最も多くなっております。広域支援相談員が対応した相談の約４分の１となります。

　なお、８４件の中には障害者雇用促進法の関係であるとか、行政機関が自ら対応要領に基づき対応するものなど、制度上は、本来は他のスキームで対応することが予定されているものも含まれております。

　このようなものを除き、６分野に限定しますと、相談件数は４４件となり、約半数は商品・サービス分野における相談となっております。

　次に障がい種別ごとの相談件数からみると、肢体不自由が８４件中３３件と最も多くなっております。そのほか、精神障がいの相談も徐々に増えつつあります。

　少し、報告書本文を紹介させていただきます。墨字版の報告書本体では４ページ、点字版では９ページをご覧いただけますか。

　条例では、広域支援相談員の職務は市町村の相談機関での相談事案の解決に向け、市町村への支援を行うこと。もう１つは、障がい者からの直接の相談にも応じることなどとされております。

　相談者の内訳ですが、全体の相談対応について、市町村への支援は全体の約６分の１、直接、当事者や家族、事業者からの相談に対応したものが約４分の３、残りがその他となっております。

　次に、相談事例の分類や整理に移ります。概要版にお戻りください。点字版では２ページ中段からとなります。

　まず、相談類型の整理です。

　大阪府にどのような相談が寄せられたのか明らかにするため、差別解消法の差別の類型に加え、法上の差別の類型には該当しないものの、差別の温床となると思われる「差別的・不適切な行為」については「不適切な行為」としました。また、差別的・不適切な行為が確認できないものの相談者が差別的ととらえたものは「不快・不満」として分類しました。このほか、既存の制度への不満や意見等や問い合わせも分類しております。

　なお、本日は割愛させていただきますが、報告書本文の墨字版では７ページ、点字版では１４ページから１６ページにかけて記載しておりますので、後ほど確認いただければと思います。

　次に、対応の分類に移ります。点字版では２ページ後段からとなります。

　昨年４月に条例がスタートし、広域支援相談員が配置されました。この広域支援相談員がどのような立場、スタンスをもって個々の相談に対応するのか、そのいかんによっては条例にまで位置付けた広域支援相談員の意義が考えられます。

　今後の広域支援相談員としての確立、活動の質を担保するに大きく影響するものと考えておりますので、まだ広域支援相談員の対応の分析にまでは至っておりませんが、活動手法と対応について、今後より細かく分析していくことで、広域支援相談員の活動の分析評価を行うことができると考えております。

　試行錯誤の部分もございますが、本日お示しした形で活動内容を整理させていただき、今後検証していただければと考えております

　活動の分類については、具体的には調整・調査・助言・情報提供・傾聴などです。

　点字版では３ページに移ります。

　この中で肝となるのが調整です。具体的にどのようなタイプの調整を行ったのかを明らかにするため、当事者間の調整を３つに分類したいと考えております。

　１つ目が自主解決型、相談者と関係事業者の相互の考え方について、広域支援相談員が整理して伝達等することにより、自主解決の方向に向かったもの、と定義しております。

　２つ目が助言型です。

　相談者と関係事業者の相互の考え方を整理して伝達することに加え、広域支援相談員が障害者差別解消法の趣旨等の説明や対応等への助言を行ったもの、と定義しております。

　３つ目が指導型です。

　相談者と関係者相互の考え方を整理して伝達することに加え、広域支援相談員が法の趣旨等の説明等を行い、さらに障がい者差別解消協議会（合議体）の助言を踏まえ、指導的な助言を行ったもの、と定義しております。

　このような対応の分類の考え方は、合議体の検証の過程で徐々に整理していきました。

　今後は、実際の活動内容を、このような分類に基づき精査していただき、検証していただければと考えております。

　まだまだ試行錯誤中ですが、広域支援相談員が行う調整とは何か。将来的に広域支援相談員の対応について分析できるよう、このような定義をあえて試みて進めてまいりたいと考えております。

　次に資料をめくっていただき、相談状況の整理と検証に移ります。点字版では４ページからとなります。

　相談状況の整理と検証について、墨字版では、本体の報告書では３６ページから４５ページ、点字版では１０５ページから１２６ページに記載しております。概要版では、合議体での事例分析等を踏まえ、いただいた主な意見と現時点での大阪府における整理と検証に関して、ポイントを抜き出して整理しております。

　なお、本日は割愛させていただきますが、報告書本文の墨字版では１５ページから３５ページ、点字版では３７ページから１０５ページにかけ、合議体で検証していただいた２６の事例をガイドラインで整理した分野ごとに、一般的な形としてお示しするため、個人情報の観点から事例内容を加工して掲載しております。

　加えて、事例検証を行っていただいた際にいただいた助言も併せて掲載しております。

　他府県の報告書では、相談事例の掲載まではありますが、合議体を設置して、具体的な検証を示しているのは大阪府の特徴となります。

　これから説明する相談状況の整理と検証は、５つの観点から整理をしております。

　分析等の対象とする相談事例の範囲。

　２つ目が、広域支援相談員の相談対応。

　３つ目が、相談の分類と整理。

　４つ目が、合議体によるあっせんの考え方。

　５つ目が、府の役割となります。

　それぞれについて、墨字版では合議体の主な意見と府における整理と検証を対比して記載しておりますが、点字版では先に合議体の主な意見を記載し、その後に府における整理と検証を記載しております。

　まず１点目の観点、分析等の対象とする相談事例の範囲です。点字版では４ページからとなります。

　合議体での主な意見としては、「差別的発言」などについては、法上の差別の類型には直接は該当しないとの意見もあるが、法の趣旨の周知を図っていくべき対象と考えられることから、検討の対象とするべき。また、障がい者間の異なる取扱いは、共生する社会の実現に資するという法の目的に照らし、差別的取扱いに準じたものとすべき、との意見をいただきました。

　この項目に関する大阪府の整理と検証については、差別の温床となると思われる「差別的・不適切な言動」等の事例についても、合議体での分析等の対象としていく。また、障がい者間の異なる取扱いにおいて、不当な差別的取扱いに当たるおそれがあるものについては、差別的取扱いに準じて取り扱っていく、としています。

　次に２つ目の観点、広域支援相談員の相談対応の項目です。点字版では５ページ３行目からとなります。

　合議体での主な意見としては、相談があった際、差別に当たらなかったとしても、否定から入るのではなく、本人の気持ちを汲み取り、傾聴したり別の関係機関につないだりして対応すべき。また、他法の相談であったとしても、「ここは担当窓口ではない」といった回答をするだけではなく、いったん相談内容を伺い、権限があるところに適切につないでいく必要がある。さらに相談者は適切な窓口がわからないこともあるので、丁寧に対応する必要がある、とのご意見をいただきました。

　この項目に関する大阪府における整理と検証については、初期対応が重要である。申し出を適切に確認しながら内容を整理することは、権限のある関係機関先での円滑な対応につながり、結果的に解決に向けた近道となるものと考えられます。また、対象範囲外の相談であっても、可能な限り迅速、円滑に図る観点から、特に初期対応を丁寧に行うよう努める、としています。

　次に３つ目の観点、相談の分類と整理の項目です。点字版では６ページ中段からになります。

　合議体での主な意見では、「不当な差別的取扱い」の分析は、まず「不当な差別的取扱い」に当たる可能性があるのか、当たり得る場合は、正当な理由の有無が確認という流れで分析してはどうか。

　合理的配慮が提供されなかったために、不当な差別的取扱いに結び付いたとみなすことができる場合は、「不当な差別的取扱い」と整理すべき、とのご意見をいただきました。

　この項目に関する大阪府における整理と検証については、正当な理由の有無が確認できない場合であっても、不当な差別的取扱いに当たる可能性があるものとして取り扱うこととしています。同様に、過重な負担の有無を確認できない場合であっても、合理的配慮の不提供に当たる可能性があるものとして取り扱うこと。また、合理的配慮が提供されなかったことが要因となって、商品やサービス等の提供を拒否、制限、条件付けがなされたと考えられるものについても、「不当な差別的取扱い」とする運用を図る、としています。

　次に４つ目の観点、合議体による「あっせん」の考え方の項目です。点字版では７ページ中段になります。

　合議体での主な意見としては、不当な差別的取扱いと明確に判定するに至らなくても、話し合いや解決方法の模索を促すといった、実質的な調整を図ることはできるのではないか。

　また、「不当な差別的取扱い」と合理的配慮の不提供の両方の可能性がある事例について、条例上の要件を満たせば、あっせんの対象とすることが可能ではないか。事業者側の利益とも調整し、社会的に納得できる対応を考える必要がある。あっせん内容は合理的な根拠が必要となる。

　あっせん内容を書くにあたり、必要な情報を事業者側から得られない場合もあるのではないか。あっせん後に事故が起こったら、賠償を求められることも想定される。

　具体的なあっせんについては、当事者双方が一定納得できる解決を図る必要があるのではないか、という留意点やご意見をいただきました。

　この項目に関する大阪府における整理と検証については、不当な差別的取扱いと断定できないものについても、法の趣旨の実現のため、条例に基づくあっせんを活用して解決することも考えられる。あっせんには合理的配慮を促す内容が含まれることもあると考えられ、説明可能な合理的な根拠が求められると考えられる。

　客観的な判断を行うことが難しい場合等において、事業者側とどのように調整していくか、一つひとつの事例に対応しながら検討していくことになる。

　あっせんを履行した後の社会に及ぼすさまざまな影響や、障がい者本人の意向に留意するとともに、共生社会を実現するとの基本的なスタンスで検討する必要がある、としております。

　５つ目の観点、府の役割となります。点字版では９ページの最後の行になります。

　合議体での主な意見では、個別の事例から、今後の障がい理解の促進にあたっての府の取組み方策を検討していくべき。府民全体に対して共通理解を作っていくことが府の役割ではないか。

 相談対応を広くとらえ、法上は差別の類型に該当しない差別的・不適切な言動等に関する相談にも対応し、可能なものは調整していくことを市町村とも共有を図るべき。

　どういったことが差別的取扱いや合理的配慮に当たるかについて、まだ十分理解が浸透していないことも考えられる。具体的な事例をもとにＱ＆Ａをつくるなど、事業者の理解促進を図るような取組みを行ってほしい。

　「加害者と被害者」という対峙の仕方ではないあり方を模索していくべき。

　また、啓発活動は、差別解消をはじめとする共生社会を達成するための最も基礎となる取組みであることから、啓発に関しても合議体において検討すべきではないか、というご意見をいただきました。

この項目に関する大阪府における整理と検証については、まず１点目として、分析等の成果を踏まえ、大阪府障がい者差別解消ガイドラインの改訂等も視野に入れながら、府民や事業者が障がい理解を深められるよう、工夫した啓発活動を展開していく。

　企業等向け出前講座事業の充実をはじめ、合理的配慮の実践や差別解消の取組みに関する好事例を広く示すなど、差別解消に向けた事業者の自主的な取組みを支援していく。

　相談への対応姿勢等について、市町村への情報伝達を積極的に行うとともに、相談対応力の向上に向け、市町村の個々の状況を踏まえた意見交換の場を設定するなど、市町村への支援に取り組んでいく。

　対応した相談等については、引き続き、合議体での分析と検証などを踏まえ、事例の蓄積と課題や対応等の整理を行い、広域支援相談員の対応力の強化を図っていく。

　また、あっせんが効果的に運用できるよう、あっせんの求めがあった場合を想定しながら、合議体での検討等を進めていく。

　合議体での検討等の成果を生かし、障がい者差別の解消に向けた取組みの充実に努めていく。また、ガイドラインは条例上の指針に位置付けられているものですので、広域支援相談員の活動に密接に関わるものです。そのため、広域支援相談員の活動への助言の一環として、合議体での助言を得ていく、としております。

　最後に、５つの観点の検証等を踏まえ、まとめとして４点に整理しております。点字版では１３ページからとなります。

　差別のない社会を実現するためには、社会全体の理解と関心を深めることが非常に重要であり、引き続き法の趣旨の普及や障がい理解を促進する啓発活動の充実を図っていく必要がある。

　条例の附則に規定する見直し検討については、引き続き具体的な相談事例を収集し、分析・評価を積み重ね、その結果を踏まえることが必要であると認識している。特に、合理的配慮の概念は社会に定着しているとは言えず、建設的対話を通じた合理的配慮の取組みを広く社会で共有し、浸透させることが重要である。

　積み重ねた分析等を踏まえ、ガイドラインについて具体的な事例を盛り込む等、内容の充実を図ることが必要と考えております。

　また、差別解消協議会や合議体等で幅広い意見をお聞きしながら、合理的配慮などの差別解消に関する認識が社会的に共有されるよう、必要な取組みを進めていきたいと考えております。

　概要の説明は以上ですが、報告書本文の参考において、今後啓発に係る内容について掲載する予定としております。

　以上で、議題１についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長　実際に広域支援相談員を配置して、８０件を超える相談事例を、７月以後、毎月合議体で検証していくことによって、法施行の段階の前で、ガイドラインや条例を設置するプロセスの中でさまざまなことを検証してきましたが、実際に相談を受けて、具体の事例に基づいて、改めて差別解消法の施行についての課題を検討してきますと、今、事務局から説明があったように、法律が禁止しようとしている差別の範囲であったり、紛争解決のための調整の課題であったり、あっせんに向けた具体の考え方の整理ができたものと考えています。

　改めて、本日ご参加の皆様方からご意見を頂戴しながら、次年度以降の差別解消法の取組みに反映させていきたいと考えておりますので、まとめた報告書の内容を踏まえてご質問やご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員　いろいろと整理をしていただき、ありがたいと思っております。

　整理の相談者、４ページの相談者の内訳ですが、家族・支援者が１８件になっているのですが、このような分類、単に支援者といわゆる家族とは少し違うと思うので、これは分けたほうがよいのではないかという気がします。以上です。

○会長　家族と支援者を分けた場合には、数的にはどのぐらいの違いになるのでしょうか。

○事務局　今は資料を持ち合わせておりませんので、すみません。

○会長　一緒にしたのはどのような理由からですか

○事務局　これは内閣府の調査に合わせて、このような分類にさせていただいております。

○会長　実際には、１８件ありますが、家族の方が相談に来られるケースが１８件中で多いのですか。それとも、支援者のほうが主として相談に来られる件数が多いのでしょうか。

　広域支援相談員の方の経験を踏まえ、どちらが多いとか、半々くらいだとか、細かい数字は必要ありませんので、およそのことを教えていただければと思います。

○事務局　広域支援相談員です。

　正確な数ではないのですが、私どもが受けている感覚では、ご家族からのほうが多いというように感じています。

○会長　次年度以降の整理は、委員からご指摘があったように、分けたほうがより正確であると思います。

○事務局　わかりました。

○会長　その他ご意見はございますか。どうぞ。

○委員　例えば、先ほどの委員のご質問と同じ内容のところの、本文の４ページです。２番目の相談所の内訳に、事業所からの直接相談が８件あるのですが、これは事業者から相談があったということなのだろうと思います。

　具体的にはどのような内容があるのか、その辺が知りたいということが１点です。

　当然ながら、事業者が相談されるということは、当事者の方がいらっしゃるわけですね。事業者の方が相談する内容というのは、障がい者差別ということでしょうから、その相手になる当事者の方がいらっしゃるということが想定されます。

　当事者の方からも同時に相談がある、あるいは当事者の方があまり問題意識を持っていらっしゃらないが、事業者として何らかの問題意識を持って相談をされているのか、その辺が知りたいと思います。

○会長　よろしくお願いします。

○事務局　事業者からの相談は、障がい者の方と揉めて相談したということではなく、障害者差別解消法が施行されたことによって、どのような対応をとったらいいのかということで、細かな対応のことをこちらに相談に来られた事例になっております。

○事務局　広域支援相談員です。事業所からの相談は、当初この法律が施行された段階では、事業所からどのような対応をすること、どのような整備をするということが差別解消法に該当するか。

　例えば多目的トイレに鍵をかけてしまった。高校生が中で機材を破損されるので鍵をかけたということで、これは差別解消法からはどうなるか、という問い合わせがありました。

　最近は、委員からございましたとおり、当事者の方の具体的な内容を含めての相談が上がってきております。ただし、当事者の方と直接お話しすることがございませんので、事業所が当事者との方との対応で困られていることについての助言を求められている形が、徐々にですが増えてきています。

○会長　委員、お願いします。

○委員　ありがとうございます。よく理解できました。

　最初におっしゃられた事業者がどのようにすればいいかというような相談は、非常に前向きな相談と受け止めていいと思います。

　やはりこのような分類のときに、事業者自ら、障害者差別解消法が施行されてさまざまなガイドラインが出ている中で、われわれとしてどのようにしたらいいかという相談をされるということが、もっともっと率が増えないといけないことなのだろうと思います。

　これが十分に啓発をされていくことで、そのようなことが推進されていると思いますので、できましたらこのような分類のときに、前向きのこととして取り上げていただくということも重要かと思いました。

　以上です。

○会長　委員は、内閣府の「障害者差別解消支援地域協議会の設置等の推進に向けた検討会」の委員をされていると伺っておりますが、この大阪府の差別解消協議会というのは、差別解消支援地域協議会の役割を兼ねていると条例で定めておりまして、ぜひとも内閣府で、差別解消支援地域協議会の役割についての検討内容や、自治体の状況についての調査をしていただいたと思いますが、各先進自治体、千葉あるいは熊本などが私たちが条例をつくるときにとても参考にさせていただいておりますが、そのような先進的な取組みでの現在の状況などを教えていただければ幸いなのですが、いかがでしょうか。

○委員　ありがとうございます。

　せっかく会長から突然の指名でございますので、実は今何も用意はできていなくて、申し訳ないのですが。

　ただ、私の印象からしますと、この障害者差別解消地域協議会、それをどのように推進していくのかという検討会のメンバーには入っていますが、内閣府の会議にさまざまな先進地域での取組みということで、会長がおっしゃったような地域から報告がございました。

　本日改めて、大阪府の障がい者差別協議会で昨年の取組みを聞いておりまして、大阪府の取組みに勝る自治体はございません。

　非常に大阪府は先進的にさまざまな関わりをされていますし、特に本日の相談事例等の検証分析を見ましても、逆にこれをしっかりと全国的に、大阪府がこのようなことを行っているということを、もっともっと情報発信していかないといけないという思いを持ちました。

○会長　ありがとうございます。事務局にもこの取組みについての資料などをつくっていただいて、ぜひ、検討会で紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。

　そのほかにご意見いかがでしょうか。

○委員　概要版の２ページの左側です。②障がい者間の異なる取扱い、本文でいうと３６ページの半ばより下に書いてあります。

　要するに、障がい者間の異なる取扱いで、法律の趣旨にも「障がいのある人もない人も等しく」という考え方でやっているわけですから、その書きぶりで、共生社会を実現する法の目的に照らし柔軟にとらえ、差別的取扱いとする、このことを、法を柔軟にとらえていくと、法律ではそうは読めないけれどそのように柔軟に考えましょうと、このようになるのです。

　実は、私が住んでいる地域の市役所の人と話をすると、私は精神障がい者の立場ですが、精神障がいと他の障がい者とでは差別があるではないかと言うと、「私はこの法律を読んだ限りではそうは読めません。これは差別ではないと思います」、このような言い方をするのです。

　ですから、３６ページも同じですが、このような書きぶりをされますと、大阪府も否定はしていないじゃないかと。これは、法律上は書いていなくても、障がいがある人とない人、差別をなくすと言っているときに、障がい者と障がい者の間の差別は否定されていない。そのような意見を言われると、非常に言葉の徹底といいますか、それが十分ではない。

　ですから、法律をできるだけ柔軟にとらえて、このような表現は適切ではないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○会長　事務局、いかがでしょうか。

　この点は、合議体内部で繰り返し検討してきたことです。

○事務局　この点につきましては、今、会長のお話にあったとおり、いろいろな学説の中では当たらないかもしれないという見解もあることはあるのですが、その主張をされる方も、それは適切ではないと。やはり、この法の目的によれば、そのようなこともしっかりと取り扱うべきだという主張です。

　そういった観点で、こちらにもそのような趣旨で記載させていただいたつもりですが、文言については、ほかの委員さんの意見も聞きながら、またご相談させていただければと存じます。

○会長　ありがとうございます。お手元のグリーンの資料に、法律の資料がつけられています。

　第８条を見ていただきますと、「事業者はその事業を行うに当たり、障害を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と書かれており、これについての解釈として、参考資料１－２に国が定めた基本方針がありますが、３ページ目に「不当な差別的取扱いの定義があり、（１）アとイの部分で、「不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある」と書かれていることもあり、法律に基づく政府の解釈では、あくまでも障がいのある者とない者との間の差別的取扱いが法律で禁止されているということは明確なのです。

　ですが、大阪府が条例をつくり目指している社会は共生社会であり、障がいを理由として正当な理由なく差別的取扱いをするものには、条例に基づいて、差別解消の対象にしていくということは、合議体で明確な合意事項になっています。

　そのことも法律とは違いますが、大阪府の基本的スタンスということを柔軟にとらえ、大阪モデルでやっていきますというのが合議体の意見で、府の整理はその考えを踏まえて、障がい者間の異なる取扱いにおいて、正当な理由がないために不当な差別的取扱いに当たるおそれがあるものについて、差別的取扱いに準じて、紛争解決の仕組みの中で、広域支援相談員の調整及びあっせんの対象にしていきます、というのが大阪府の考え方です。

　決して、委員がおっしゃったように、障がい者間の異なる取扱いで、正当な理由がないものについて軽視しているわけではなく、まさに差別解消のレベルでは同じものとして捉えていく、というように考えております。

　最後の「大阪府の役割」で、市町村との関係についても言及させていただいておりますが、このような考え方を、今後、市町村の関係者とも共有していきたいと思っています。

○委員　少し、いいですか。

○会長　どうぞ。

○委員　確かにおっしゃるように、この概要版の右側の大阪府の整理と検証にはこのように書いてありますが、報告書の３６ページには、あくまでも先ほどと同じですが、法をできるだけ柔軟にと、会長の言われるように、解説を聞けばわかるのですが、この文章がずっと出ていくわけですから、「法律をできるだけ柔軟にとらえ」、私は自治体の課長といろいろとやりとりをしたのですが、「法律には絶対書いてありません。ですから私たちは差別に当たらないと考えます」と。そのような時に、この３６ページのように書いてありますと、やはり「大阪府は必ずしも法律に反しているとは書いてない、柔軟にとらえてと書いてあるじゃないですか」と言うと思うのです。

　そのような考え方が根強くあると思うので、私はぜひこの辺は、概要版の右側に書いてある、これの表現がいいか悪いかは別として、柔軟にとらえて、それとの大阪府としては柔軟にとらえてという言い方、それでいいのかどうかわかりませんが。例えば、法律家の見解なども聞いてみたいと思いますがいかがでしょうか。

○会長　委員　いかがでしょうか。

○委員　私の考えとしては、障がいのある者とない者という記載がありますが、この障がい者というのは社会モデルでの障がい者になりますので、ある機能的な障がい者ではなく、社会との障壁ということが出てくるので、ある事象に関して何か差別になっているということは、例えば、身体障がいのある人にとっては、社会的障壁との関係では全く影響がないという場合であれば、その件に関しては障がいがあると、障がい者ととらえられないと考えた場合は、その障がい者間の場合でも、障がいがある者と障がいのない者との別異的な取扱いということになりますので、この法律の中でも差別になるというように私としては考えます。

　だから、この法律の中でも、ここにありますように、差別と考えられる、直接該当しないとの意見もあるとありますように、そう言っておられる方も、学者の中にもおられるとのことで、必ずそうだと、差別に当たらないと明言されているわけではないと思います。

○会長　ありがとうございます。差別解消法のいい部分も悪い部分もあるのですが、差別解消法自身が非常にあいまいな法律で、大事なことが書かれていないということが問題として考えることもできますが、もう１つは、その具体の内容は、差別解消法の運用にあたる自治体に任せていて、ローカルルールでやってほしいと言ってるようにも取れるのです。

　ですから、大阪府は条例をつくって、こうした取組みをしておりますので、大阪府の考えとしては準じたものとして調整の対象にしていくと、これからも説明をしてまいりたいと思います。

　委員のおっしゃっているのは、精神障がいの方と身体障がいの方で差別があるではないか、という問題があれば、おそらく、精神障がいのある方と精神障がいでない方がたまたま身体障がいを持っていたとしても、精神障がいのある方とない方で差別的な取扱いがあれば、法第８条の趣旨に基づいて、正当な理由がなければそれも差別だと考えることができるかと、今、委員がおっしゃった点を参考にして述べれば、そのような解釈もできるかなと、改めて思いました。

　では、そのほかにいかがでしょうか。委員、どうぞ。

○委員　今の委員の発言に少し関係すると思うのですが、４ページの「府の役割」について、市町村との関係のことが、合議体の意見と府のスタンスと両方が書かれているのですが、府のほうはかなり柔軟に差別ということを広げて考えていこう、とらえていこうとやっていただいているということは、とても良いかと思います。

　同時に、その場合に各市町村でも同じような形で取り組んでいただくことがとても大切なことで、私たちも学習会に呼ばれることがあるのですが、何々市の学習会に行くと、窓口はこのような所がありますと資料ではいうのですが、市にも府にもあるのです。「では、どちらにかけたらいいの」と聞かれるのです。

　やはり、身近な所で相談を受けるというのが基本ですので、その市のお店であったことなどは、まずはその市にかけてくださいと言うのですが、場合によっては、少し対応がさまざまで、きちんと聞いてもらえなかったということがあったりする、ということを聞いたりもします。

　あまりばらつきがあると、特に相談するほうからすると、あまり楽しくて電話をする中身ではないので、やはり最初の受け止めの所でうまくいかないと、その後がなかなか自分から提議していこうという気持ちが萎えてしまうこともあり、ぜひ、大阪府の基本的なスタンスを各市にどのように広げていくか、ここにも書いてあると思うのですが、そのようなことを広げていってほしいと思います。

　合議体での議論でもあったのですが、市町村から上がってきた事例は、市町村が最初に受けているのではっきりわからないところで合議体に挙がってきたりする。そこから、合議体が聞きたいと思っても、市町村が「そこまででいいですということになったので」ということで、追跡できなかった事例もあったかと思います。

　ここにも連携をとっていく、意見交換の場などと書いてあるのですが、ここもしっかりとやっていただかないと、結局どのようなことになるかというと、Ａ市で上げていくと結局は差別ということではなかったと切られてしまった。けれど、府の定義でいくと差別ではないかととらえられて、その先に進んでいくということが、もしかすると具体的に出てきているのではないかという気もしますので、その辺の連携と、どちらの相談なのか、縦割りではないですが、そういったこともあるかと思うのです。

　できるだけ各市町村でも対応できるように、府としてもサポートができるように、もしくは府が引き継いでやれるようにということを、ぜひしていただきたいということがもう１つです。

　さらに最後に言わせていただければ、啓発のところです。

　やはり事業所さんなどは、どのようにすればよいのかということを欲しがっている所もたくさんあると思いますので、もちろん本日も啓発の冊子の案が出ていると思うのですが、より効果的に、このようにすれば良いということを提示していける。そのために、もちろん、府としても考えていくということもあるのですが、合議体の中でもそのような議論をしていけるような感じで、来年度できればいいかなと思っています。

　以上です。

○会長　ありがとうございます。

条例をつくるときにも議論になったのは、市町村の役割ですね。

　大阪府条例では、今、非常にそこに苦慮して、第６条で「府は、体制整備及び啓発活動に当たっては、市町村と連携してこれらを実施するよう努めるものとする」ということで、府は、市町村にこれこれをしなさいと言えない立場なので、情報共有をして協力してやっていきましょうというようにボールを投げる、というところまででとどまっていますが、懸念されるのは、今、委員がおっしゃっていただいたとおりです。

　１年を振り返ってみて、市町村との関係についてはどのような状況にあるのか。あるいは今後どのようにしようと考えられているのか、少し事務局でご説明いただけますか。

○事務局　事務局です。

　われわれのところで広域支援相談員配置事業をして、今年の１月から各市町村に出向き、個別に各市町村等の相談員同士が交流しつつ、いろいろな大阪府等の考え方をお伝え、いろいろな意見交換をする場を徐々に開始し、行っているところです。

　行った印象ですが、条例の仕組みが、まだ十分に理解いただけていない市町村もあれば、当然、十分理解いただいている、うまく連携をとっていただいている市町村もあります。

　そのような中で、このようにうまくいっているよという事例をほかの市町村にもお伝えし、日ごろから相談員同士で交流し、うまく解決に向けて取り組んでいるということを、このような形でやっていることをお伝えしながら、まだ十分に連携が取れていない他の市町村さんにおいても、今後、大阪府の広域支援相談員の関係でネットワークを作っていけたらと、このような活動を今後も地道にやっていきたいと思います。

　また、いくつかの市町村と勉強会のようなものを作り、市町村で悩んでいること、困っていることを含め、今後大阪府としてどのような形で差別解消の取組みを進めたらいいかということを、定期的に開催しています。

　これについては、来年度以降もこのような形を継続しながら、いろいろな意思疎通もうまくとりながら、大阪府の考え方をお伝えして、できるだけ合議体での成果をお伝えし、そこで共有できるような場をやっていきたいと考えております。

　また、啓発についても、おっしゃるとおり、事業所はどうしたらいいかという問題点もあると思いますので、そのようなことも基本的に好事例で、「このような形で取組みをすることができました」、「このような簡単な取組みで喜んでもらえましたよ」と、また、本日も後ほど紹介させていただきますが、合理的配慮の不提供に関する取組みの例もいろいろな形で示していきたいと思いますし、今後とも差別解消の観点から、合議体でそのような議論ができればと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○会長　差別の訴えが自治体に寄せられる前に、日ごろから、こちらから出向いていって情報交換をしながら、大阪府が解消しようと考えている差別のあり方などを、共通理解をつくっていくということをやっていただいているところです。

　今後ともまた、１年かけてしっかりとやっていってください。

○事務局　はい。

○会長　そのほかのご意見はございませんか。委員、お願いします。

○委員　合議体の議論を重ねて進めていただきまして本当にありがとうございます。うまく報告書にまとめられていますので、これをまたいろいろな相談や施策に生かしていただけるのではないかと思っております。

　２点あり、合議体の中で議論になったところと、先程の議論とも関わって、報告とこれからの議論に生かしていただきたいと思います。

　１点は、概要の２ページの一番上に「分析等の対象とする相談事例の範囲」ということで、差別的発言の取扱いがあります。

　議論の中では、差別的発言は「法上の差別の類型には直接は該当しないとの意見もあるが」という表現になっていますが、元の議論のときには、この差別的発言は「法上の差別の類型には直接該当しないが」という形になっておりました。

　これは先ほども議論になっておりますように、市町村の相談で、この差別的発言のことがなされて市町村に相談に行ったが、市町村は「これは法律の差別的取扱いに当たりませんよ」と言われたということだったと思うのです。そこで、大阪府の広域支援相談員に相談されて、どうすればよいでしょうか、となったと思うのです。

　この大阪府の整理は、そのような意見もあるが、差別的不適切な言動は分析と対象にしていく。ですから、差別的取扱いということで分析の対象にしていく、ということをまとめられたと思います。

　このようにしていくことが私は必要ではないかと思っています。

　このように、市町村での相談での見解と大阪府の見解と合わせていくということの重要性が先ほど出されていましたが、具体的にこの事例でも出てきたことだと思います。

　本当に、差別的不適切な言動が、法律上の差別的取扱いに当たらないのかどうかということは、議論をして教えていただきたいと思うのですが、私はやはり差別的な言動ということが大きな差別につながる、差別的取扱いにつながると考えると、やはり発言であってもそれは行為であって、差別的取扱いではないかと思っています。

　１つあったのは、タクシーに乗車するときに、タクシーには乗せてもらえたけれど、「車椅子の人は困るんだ」など、そのようなことを言われたという事例があったと思います。これは差別的取扱いではないのかといったときに、それを重ねられると、本当に当事者は、次にタクシーに乗るのをどうしようかと躊躇しようかとなってしまう。そのようなことを思うと、発言というのは大きな差別的取扱いになるのではないかと思っています。

　人権の分野でも、やはり人種差別などでは、発言ということを非常に重要視しています。それが、恐ろしいナチスのホロコーストにもつながっているということもありますし、ナチスは安楽死ということで障がい者を虐殺していった、という歴史もあると思います。

　そのようなことも踏まえ、やはり今、差別につながるような言動を、きちんと社会の中で正していこうという動きがありますので、そのような意味では、差別的な発言を許していくと、相模原市の事件ではないですが、あのようなことをしてもいいんだという形で広まっていくと非常に怖いと思いますので、差別的言動ということもきっちりと分析の対象として、これも重大な差別的取扱いなのだという理解が必要なのではないかと思います。

　そのような意味で、分析の対象としていくことをここでまとめられていますので、これも市町村と共有していただきたいと思います。これが１点です。

　もう１点は、概要の１ページの上のほうの「相談後の対応状況」、ここで、不当な差別的取扱いのうち約半数、１９件のうち１０件が「合理的配慮の不提供が要因だと思われる」とされています。

　これは合議体のときの線引きとして、合理的配慮の不提供というのは当初は３件しかなかったとなっていました。

　しかし、これまでの議論にもあったように、差別的取扱いになるかどうか、その理由として合理的配慮がどこまでできるかということは課題になってきています。

　事例でいきますと、看護師の配置や医療機器をどこまで置けるかということで、福祉施設が障がい当事者を受け入れるかどうか。受け入れないと答えた、これは差別的取扱いではないかということがあったのですが、そうすると、どこまで体制が取れるかとなると、やはり不可能になるということがあります。

　そのような意味で、今回は、不当な差別的取扱いのうち合理的配慮の不提供にも含まれるものが半数あったということです。

　これは不当な差別的取扱いであった、これは合理的配慮の問題だから、という形ではなく、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の問題と合わせて、検討や対応していく必要があることを明らかにしていると思います。

　このような見方も、市町村の窓口やあるいは国などと共有していくことが必要ではないかと思っています。

　やはり現場の事例では、これは複雑にからみあっていると思いますので、ぜひ合理的配慮の不提供と差別的取扱いはつながっているという考え方を、報告書の中でも大切にしていただきたいと思います。

　以上、２点でございます。

○会長　ありがとうございます。ご意見ということでよろしいでしょうか。

○委員　はい。

○会長　特に、２つ目の合理的配慮の不提供に関しては、昨年のこの時期、最終的な報告書をまとめる中でも、もちろん論点になりました。

　そのときには、合理的配慮の不提供は努力義務なので、差別的取扱いとは区別して議論しましょうという話をして、あくまで条例が対象としているのは差別的取扱いで、合理的配慮は努力義務なので、助言ぐらいはできるかもしれないが、あっせんの対象にするのは難しいですねという議論をして、広域支援相談員に対する合議体による助言という位置付けでとどまっていました。

　今回の報告書を取りまとめるに当たり、今、事務局から説明があり、委員からも補足して確認していただいた件は、実際に相談を受けて調整してまいりますと、合理的配慮の不提供事案が、結果として、差別的取扱いでサービスを拒否したり、条件をつけたりという場面につながっていますので、選別できないということがわかりました。

　ですから、最終的に差別的取扱いとして現れているものは、合理的配慮の不提供に関連するものであってもあっせんの対象にしていくということに、合議体では検討してまいりました。

　そのことも踏まえて、報告書では書かせていただいております。これは、昨年の大阪府の立場から１歩踏み込んだとご理解いただければと思います。

　そのほかにご意見はいかがでしょうか。

　委員、お願いします。

○委員　概要の分類別の相談の対応で、商品・サービスについての分類の数が２０件で、最高ですね。

　報告書の本文案の５ページですが、４番目の対象分類別の表があります。商品・サービスが２０件、２番目に多いのがその他の２０件、内容が具体的にわからないのですが、３番目が１５件あり、これは行政機関が多いと書かれています。

　次の６ページ、対象分野ごとの障がい種別件数が出ていますが、主な障がい者はどれもほぼ１件ですが、身体障がい者の場合は、商品・サービスが多くなっております。

　行政機関というのは、合理的配慮の不提供が禁止と書いてあります。民間においては努力義務になっています。そこに違いがあります。そのような面で、そこのところを重く考えていかないとならないと思います。

　全体の報告書を見ますと、民間事業者が中心になっていますが、行政が社会の中の役割をトップで先導していくことによって、差別的な取組みをやって民間にも広めていかないとならないと考えますと、行政機関としてはどのようにすべきかということを、主に書いてほしいと思います。

　民間に対する取組みは、それはそれで、行政に取組みも分けて書いて、その辺を明記してはいかがかと思います。

○会長　行政機関の位置付けは、どのように考えたらよろしいでしょうか。

○事務局　今のわれわれの条例の対象範囲としておりますのは、事業者における法第８条の差別の事案に対して、相談に対して取り扱う仕組みになっております。

　ただ現実問題として、広域支援相談員の窓口には、行政機関に対する不満であるとかいろいろな取扱いに対してのことも入ってきたり、例えば、それ以外の雇用促進法の部分についても、実際に相談も入ってきております。

　われわれのスタンスとしては、広域支援相談員の役割は事業者における相談ですが、だからといって、ここは窓口ではないからどこそこに電話をしてくださいと一方的にするのではなく、そのような形の相談に対しても、きちんとお聞きして適切なところにつなぐという役割で、まとめにも、そのような旨を掲載させていただいております。

　そのような情報は、例えば行政機関、民間事業者、それぞれのところにお伝えをしながら、相談をきちんとつなぎながら、適切な役割が果たせるよう、日ごろから窓口にそのような相談があっても、関係するところにお伝えして、われわれの窓口にこのような相談が入っていますと。そのときに、立場としては、こちらが行政機関に対して指導的なことはできませんが、このような相談の中で、話し合う中でお伝えしながら、アドバイス的なことをお伝えできるようにしています。

○会長　なかなかこの報告書の中で、自治体において起きている差別的取扱いなどの諸問題について、府としてどのようにするべきか、府としてここまで関わりたい、ということは書き込めないので、窓口の段階では、他の市町村で起きた差別に関わる相談事も受け付けて、関係市町村と協力をしながら差別の解消に努めるようにはしていますが、この報告書ではなかなか書き込めない部分ですね。

　ただ、委員のご指摘はとても重要なので、大阪府下市町村と協力して、共生社会の実現に向けて、何が差別かということは、共通理解をつくっていく努力はしていただければと思います。

○事務局　はい。どのような相談であっても、やはり初期対応をしっかりやって、まずつなぐということが、結果的に問題解決の近道だと考えておりますので、そのようなスタンスを、われわれ広域支援相談員もしっかり持ちながら取り組んでまいりたいと思います。

　よろしくお願いいたします。

○会長　その他にご意見はありますでしょうか。

　委員どうぞ。

○委員　最後に１点ですが、概要の４ページの一番上に書かれているところです。

　今後の障がい理解の促進に当たっての、府の方策を検討していくべきではないか、ということを合議体でも議論させていただきました。

　府の整理と検証では、分析等の成果を踏まえながら、ガイドラインの改定も含めて、そして啓発活動を展開していく、となっています。

　今回の報告書の全体の到達点は、私はこのように考えています。

　差別的取扱いか合理的配慮の不提供かの判断をどのようにするかということや、差別解消法の範囲かどうか、相談の分類や整理というところまでができているのではないかと思います。

　相談から見られる解決すべき課題を、まとめて提案していくことが必要ではないかと思います。

　合議体の役割としては、広域支援相談員の取組みに対する助言等ということなのですが、やはり相談では解決できない問題ということが、相談事例の中で出てきていると思います。

　例えば、合理的配慮がどこまでできるか、あるいは分野をまたがっていくつも出ていることですが、電動車いすへの理解をどのように含めるかということ、安全性ということで拒否されるといった場合、安全性をどこまで判断するのかということ、あるいは建築段階でこのようなことをしておいてもらえればということ、それらは相談員では対応できないことですが、福祉のまちづくり条例などで取組みがされていますが、施策へ反映していくことなどです。

　それと、学校のところでもあったのですが、発達障がいや精神障がいがあって、実習するときに人と一緒に実習ができないといった場合、学校でそれでは実習を受けてもらえませんと拒否されたという相談が、私どもの人権相談にもあったのですが、その場合に、どのような配慮をするのかということ。

　あと、資格取得の要件として、どこまで認められるのかということは大きな課題になってくると思うのです。この相談者の問題だけではなく、制度の問題になってくると思うのですね。そのようなことが、今回の相談事例の中から課題として見えてきたと思います。

　合議体の役割としては、相談から見える課題をまとめるところまでは、今できると思うのです。その課題をどのように啓発に反映させるか、あるいは次の制度の改正に提案していくのか、ということは、差別解消協議会の役割ではないかなと思います。

　差別解消協議会は諮問に応じるという役割もありますが、差別解消支援地域協議会の役割もあります。

　支援地域協議会は取組みについて協議する、という役割がありますので、相談の中で出された課題を、合議体の中で課題としてまとめていただく。来年度などへの取組みにもこれをつないでいただいているのですが、そのような形で報告書の中で課題を整理する。その課題についてどのように取り組むのかということを、またこの差別解消協議会で議論していくということが必要ではないかと思っています。

　今回の報告書では、事例の蓄積と課題や対応の整理を行うということを今後の課題にしていただいていますので、本年度は、相談事例を分類し整理するまででしたが、そこから出される課題ということを、来年度以降に整理をしていく必要があると思います。

　それをまた、どのように取り組んでいくのかということを、差別解消協議会の中で議論をしていく必要があるのではないかと思います。

　意見として述べさせていただきました。

○会長　差別解消協議会の性格であったり、条例が定める合議体の役割については、条例ではあっせんと広域支援相談員が行う処分に対する助言が合議体の役割ですので、分析した結果をこのような形にまとめて、差別解消協議会にお諮りしたり、あるいは障害者基本法に基づき設置されている障がい者施策推進協議会においてご説明させていただくことによって、政策に反映できるものだと考えてはおります。

　今後、条例のスキームを活用しながら、具体的な相談事例に対してどのように対応していくのかという検討を主として行いながら、課題を抽出し、この差別解消協議会は差別解消支援地域協議会の機能も兼ねておりますので、そこでお諮りしながら、皆様の意見を頂戴し、障がい者施策推進協議会につなげていくというような理解を、私の立場ではしているところです。

　それでは、そろそろ時間となりましたので、相談事例等の検証の報告書のご説明はこのあたりで打ち切らせていただきます。

○事務局　それでは、まず資料２－１、２－２につきまして、説明させていただきます。

　６月の解消協議会では、６月１日時点での市町村の状況をご説明いたしましたが、本件は本年１月１日時点での状況を、市町村からの回答結果をとりまとめたものです。

資料２－１、障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況をご覧ください。

　表の一番下欄、点字資料では７ページになりますが、支援地域協議会を「設置済み」が６、既存の組織等を活用して「設置済み」と回答されたのは１０、これは合わせて１６となります。ちなみに、６月１日時点では、合わせて７でした。

　また、支援地域協議会を「設置予定」が１件、既存の組織等を活用して「設置予定」と回答されたのは３、先ほどの１６と合わせて、設置と設置予定の合計は２０となります。６月１日時点では、合わせて１４でした。

　以上により、今年度、設置予定も含め、府内市町村では、４３市町村のうち半数弱４７％の市町村で支援地域協議会の設置が進められている状況です。なお、設置しないと回答された市町村はありませんでしたが、これは６月１日時点と同様です。

　続いて、資料２－２、府内市町村の法第１０条に規定する対応要領の策定状況をご覧ください。

　表の一番下欄、点字資料では１０ページになりますが、対応要領を策定済みが２９、策定予定が１１、合わせて４０となります。６月１日時点では策定済みが２４、策定予定が６で、合わせて３０でした。今年度、府内市町村では、４３市町村のうち、９３％の市町村で対応要領の策定が進められている状況です。

　次に、参考資料１につきまして、ご説明させていただきます。

　内閣府から６月に照会があった、「障害者差別解消法に係る相談事例等調査」につきましては、６月解消協では、集計結果がとりまとまればご報告する旨説明しておりました。

　内閣府調査の回答は、半年ごと、４月から９月分を１１月末に、１０月から３月分を５月末に、内閣府に回答することとなっています。

　なお、政令市、大阪市と堺市については、内閣府に直接回答することとなっているので除いて集計しております。

　参考資料１では、４月から９月分の半年分の結果概要をまとめています。

　内閣府調査の項目は、大きく３分類、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の不提供」、「好事例」を問うものでしたが、府では、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に該当しないと思われるものの、障がい者本人が差別的ととらえ、不快・不満があったと思われるものなどについても把握すべく、「その他」として市町村に照会しております。

　参考資料１の上の表、点字資料では１ページになりますが、不当な差別的取扱い９件、と合理的配慮の不提供１８件となっています。また、好事例については、１３件となっています。

　参考資料１の下の表、点字資料では２ページになりますが、その他（不快・不満等）としまして、計２２件となっています。ただし、この中で雇用分野と思われるものが含まれていたため、「うち、雇用分野」」として２件あったことを記載しております。

　下の枠囲み、点字資料では２ページ下から３ページになりますが、相談類型の整理についてのことなど書かせていただいております。

　相談事例の分類や整理については、大阪府では、議題１の報告書内でご報告しているとおり、「相談事例の分類や整理の考え方」で、『相談者の主訴が、相談受付時と相談対応の中で相談類型を整理した後では、相談類型自体が異なることがあります。また相談員が対応を経た上で定義に該当するものとなるよう、整理して分類すること』など、主訴ではなく、内容に応じた整理を行った上で、「不当な差別的取扱い」なのか、「合理的配慮の不提供」なのか、「その他」なのか、分類することとしています。

　また、不当な差別的取扱いには、おそれを含めることであったり、「合理的配慮の不提供」によって「不当な差別的取扱い」となったと考えられるものについて、「不当な差別的取扱い」として、取り扱う運用を図ることとしております。

　しかしながら、こうした分類については、府内の市町村とまだ十分に共有を図れておりません。市町村からの回答について、政令市以外は、府を通じて内閣府に報告することから、いったん書面でわかる範囲で分類し直しましたが、今、ご報告した件数については、細かな精査が必要なものも含まれると考えております。

　また、政令市では、内閣府報告後のデータの共有をいただいておりますが、内閣府報告内容については、府の精査は入っておりません。

　まずは、相談への対応姿勢等について市町村に共通の認識を持っていただけるよう、市町村への情報伝達を積極的に行うとともに、個別に意見交換などを行ってまいります。

　以上で、説明を終わらせていただきます。

○会長　６月の解消協議会で報告いただいた府内市町村の状況のその後についてです。

　支援地域協議会の設置状況や対応要領の策定状況、内閣府調査結果について、事務局よりご説明いただきました。

　この件について、ご質問やご意見がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

　内閣府調査は、政令市と中核市は独自に提出されて、それ以外は大阪府を介して内閣府に報告する形になっているのでしょうか。

○事務局　そのとおりです。

○会長　政令市と中核市における分類というのは、大阪府と違いはあるのでしょうか。

　少しその部分について、今後、共通理解をつくっていきたいというご説明があったので、ひょっとするとバラバラになっているのではないかと危惧されるのですが、いかがでしょうか。

○事務局　大阪府が提出させていただいたものについては、いったん広域支援相談員の方にも見ていただき、その分類について、ある程度の共通意識ができるよう、市町村とやりとりをさせていただき、一定精査をかけさせていただいております。

　政令市については、基本的には主訴に基づき数字を上げていると聞いておりますので、少し大阪府がやってきたスタンスと、やはり十分に共有できておりませんので、一緒に数字を合わせるのは時期尚早かと考えております。

○会長　本人が相談で差別を受けたとおっしゃっている場合には差別的取扱いとしてカウントする、その内容いかんにかかわらずということですか。

○事務局　そうです。

○会長　わかりました。少し政令市とも考え方のすり合わせ等に努めていただければと思います。委員、どうぞ。

○委員　市町村の取組み状況をまとめていただいて、本当にわかりやすくて、状況がわかっていいと思います。

　状況を把握されていての質問なのですが、差別解消支援地域協議会はいろいろな団体との協力や調整が必要ですので、検討中や設置予定というところが多い状況はわかるのですが、この対応要領について、差別的取扱いも合理的配慮も行政の義務ですので、それをどのようにするかという対応要領を定めようということで、これは努力義務であり、策定予定のところは準備されていると思うのですが、検討中というところが３つほどあるのですが、検討中というのはどのような状況なのか、もしもわかりましたら教えていただきたいと思います。

　検討中というのは作らないということなのか、あるいは今あるほかの要領で足りているということなのか。あるいは対応要領は懲戒処分にも関わる部分もあるので、いろいろな調整が必要になっているのかと思うのですが、ここは内部での調整だと思いますので、対応要領を明確にしないと、職員としての取組みなども明確にならないと思います。

　こう言いながら、私どもで取組み要領を作っているのかと言われそうなので、内部でいろいろと議論をしまして、遅いのですが１０月に取組み要領をまとめました。

　私どもが、例えば講座をやるときにどのような配慮が必要なのか、どのように対応していくのかということを含め、私は対応要領という「対応」という言葉は非常に問題に対するような意味合いがありますので、私どもは取組み要領ということで、積極的に取り組もうという考えにしたのですが、やはり自分のところでそれを作っていること自身が大きな啓発になりますし、私どもの取組みなり職員に対する自覚にもなりますので、対応要領はぜひ作っていただきたいと思うのですが、検討中というところはどのような状況なのか、もしもわかりましたら教えていただきたいと思います。

○事務局　この調査をかける上で、具体的にどういったことで検討中かということまでお聞きできていませんが、感覚的には、つくらない方向という趣旨では聞こえていません。やはり、各市町村さんも足は前向きにとらえていらっしゃるだろうと思います。

　ただ、先ほど委員もおっしゃっていただいたように、この対応要領は服務規律の一環としてつくるという位置付になっておりますので、そのような形で、多分、どこの所属でつくったほうが適切なのだろうかという、人事当局との関係などでそのような時間がかかっているのだろうと、こちらでは感触を得ています。

○会長　そのほかはよろしいでしょうか。委員、よろしくお願いします。

○委員　ごめんなさい。よくわかってないのですが、参考資料１で「市町村（政令市を除く）」なので、中核市も入っているのではないか、ということが１つです。

　あと②の合理的配慮で行政機関等の義務であるということが、先程の大阪府の相談の中にも行政機関が出たということですが、それはどのようなことを指しているのかということが１つです。

　また、好事例の行政機関等で１２件ということは、各市町村がどのようなことをやりました、ということが上がってきたのでしょうか。それと事業所が１件ということは、これもどこから上がってきたものなのか、少し思ったのですが、よくわかっていなくてすみません。

○事務局　この数値には中核市も入っております。ただ、政令市だけが入っておりません。

　好事例の中身ですが、そこまでは取れておりませんので、申し訳ないのですが、こちらではわかっておりません。

　行政機関が９件については、市町村の中で市町村と障がい者の方の間で起こったトラブルという数字です。

　それでよろしいでしょうか。

○会長　事業所はいかがですか。

挙がってきた数字であって、具体的にどのようなことかという把握ではないということですか。

○事務局　もともと内閣府調査の中身が、非常に何を聞きたいのかわからないような中身なのですが。事例を書く欄があるのですが、それほど大きくもなく、またたくさんも書けないような内容になっていて、市町村もずいぶん悩みながら、どのように書くのだろうと思いながら書いていただいたのだろうと思うのです。

　事業者も、私の記憶でははっきりとどこそこというように書いていたようには覚えていないのです。ぼかして書いているような感じだったと思います。

○会長　よろしいでしょうか。

それでは時間の関係もございますので、その他、事務局より、もし取り上げるものがあればご説明ください。

○事務局　最後に、参考資料２につきまして、ご説明させていただきます。

　障がい者差別の解消に向けた府の取組みについて、広域支援相談員の配置やこの解消協議会及び合議体の設置のほか、障がい理解を深めるための企業等向け出前講座事業を実施しております。

　また、今年度は、合理的配慮の不提供が求められるサービス業の事業者に向けて、サービス提供時における合理的配慮とは何か、参考としていただくための好事例を掲載したマニュアルを、ビッグ・アイ共働機構に作成委託しておりますので、その概要をご報告させていただきます。

　既に、大阪府では府民の関心と理解を深めることを目的に「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を策定し、ガイドラインによる啓発活動を進めているところですが、本事業では、福祉サービス、教育、医療等の公共性・規範性が比較的高いと思われる分野と異なり、障がい者との関係が希薄と思われ、したがってあまり対応に慣れていないと考えられる商品・サービス分野、その中でも障がい者が生活の中で利用・参加する可能性の高い、商品・サービス業のサービス提供で利用可能な実践的なマニュアルを作成することを目的として行います。

　この間、広域支援相談員が受けた相談において、組織の管理者ではなく、直接接客対応される社員・従業員による対応が十分ではなかったと思われるものもあったことから、主に社員・従業員向けとして、実際の好事例に基づいて、誰でも読みやすいエピソードと、合理的配慮提供のヒントとなるポイントを紹介する形で作成を進めております。

　墨字版の場合、添付のＡ３資料をご覧ください。点字版は冊子イメージと書かれたもの、こちらの２ページをご覧ください。

　そのイメージ案を記載しています。サイズは新書版サイズで、携帯しやすいサイズのものを考えております。

　ご覧いただいた上で、墨字版Ａ４版に戻らせていただきますが、点線枠囲みがあります。点字版は、参考資料追加と書いてある３ページに当たりますが、そこにありますように、好事例のもとになっているものは、障がい者団体様や事業者様に協力いただいた好事例についてのアンケート調査です。

　本協議会の委員推薦団体様にも、アンケート調査実施につきまして、多大なご協力をいただきました。大変ありがとうございました。

　まだまだ合理的配慮の概念は社会に定着しているとは言えず、これからも広く社会に浸透させることが重要であります。「今、できている配慮」として、過重な負担なく対応できると思われるものの、なお一般化されていない、ちょっとした心遣いによる配慮の事例などを掲載した啓発冊子とし、３月末を目途に作成し、調査協力団体等に配布するとともに、今後の啓発に活用してまいる予定です。

　なお、平成２７年度から取り組んでおります出前講座事業につきましては、平成２９年度の解消協議会において、改めてその実施状況をご報告させていただく予定です。

　以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○会長　これについて、ご意見やご質問はございますか。

○委員　先ほど説明を受けましたが、この参考資料２ですが、このパンフレットの案のことではなく、申し上げたいのは、合理的配慮の好事例を載せるのであれば、注意してほしいことがあります。そのような意見です。

　厚生労働省が今年の１月ぐらいに、全国の局長を集めた会議がありましたが、その資料でいろいろな例を見ますと、合理的配慮の好事例の参考事例としていろいろと思っていたのですが、それを見ますと少し不審に思ったことがありました。

　手話通訳者を２名依頼したが、金銭的都合があったのだと思いますが、１時間を制限として２人の通訳を派遣した、これが好事例とであると紹介が載っていたのです。

　少しおかしいと思うのです。どう見てもお金がなかったので、２時間のはずなのに２時間分のお金がなかったので１時間に減らしてという好事例の文章を読みました。厚生労働省に聞きましたら、背景がわからなかったということで、好事例を並べていて、それを背景がわからないままそこに載せたというのです。中では、各地から出てきた例をただ単に載せたと思うのですが、障がい者側ではないところで、あまり詳しくない人が「これは好事例だ」と間違って受け止めて載せた例もありました。

　ですので、パンフレットをつくる場合、合理的配慮の好事例は、事前にそれに該当する障がい者側の団体にきちんと確認して、載せる形にしていただきたいと思います。

○会長　この件では、委員のご要望についてはどこまで対応できますか。

　関連する団体すべてに聞く、照会をかけるということはできますか。

○事務局　すでにアンケート調査でいただいたご意見を見せるべく作業を続けているところですので、実は一つ一つの、例えば障がい種別に分けて、その団体様に確認するということは難しい状況ではございます。

　ただ、事務局でも一定確認をさせていただいて、やはりこれは、というものがありましたら、照会の検討はさせていただきたいとは思っております。

○会長　当事者の方のご意見をくみ取るような形での工夫を、ぜひしていただければと思います。

○事務局　こちらのご意見も踏まえして、十分にくみ取らせていただくようにさせていただきます。

○会長　委員、この件に関して、補足してご説明いただけることはございますか。

○委員　ビッグ・アイから、あとは説明があるだろうと思います。

　実は今年から、障がい者の方に１泊で泊まっていただき、いろいろな注意点をいろいろと拾い上げ、あるいは要望や意見、よかったことや悪かったことを全部アンケートいただき、そうした中で出てきた問題がいろいろとあると思います。

　そして先月からですか、フロント等受付あるいはレストランで、手話通訳がある程度できるように今研修中でございます。どこまで達成できるのか不安は不安ですが、ある程度わかれば対応できるのではないかということで考え、研修をやっています。

　視覚障がいの方にはできるだけお手伝いをする、説明をするということで、手話通訳については、手話ができなければさっぱりわからないので、その辺で今研修をやっているところです。

　できあがればどのようなものになるか、イメージだけでは、今のところ私も十分わかっておりませんが、説明を詳しくしていただけますか。

○会長　時間の関係もございますので、簡単にお願いします。

○ビッグアイ　ビッグ・アイ機構の就労支援室です。どうぞよろしくお願いいたします。

　ビッグ・アイで取らせていただいた当事者と事業者へのアンケートをもとに、今はテキストを制作中ですので、冊子イメージを出させていただきましたが、ちょっとギリギリになりましたが、まず仕様を確定できたらと思い、新書版サイズ、構造としては大きな形でマニュアルの部分をまず大きく取り上げ、それから事例について現実のアンケートの部分から掲載し、このようなところがポイントではないかというようなところをピックアップしていくという構造で考えております。

　実はテキストについては作成している最中ですが、非常に難しい部分もあります。

　いったん、とりあえず早い段階でテキストを作成し、大阪府と協議の上、間違いのないものを作っていくよう努力したいと思っております。

　ありがとうございます。

○会長　この見本を見せていただくと、店員さんのポケットに入って、ちょっとした時に見ていただきながら、自分の接客態度や方法を振り返っていただくような使い方をしていただけるといいですね。ありがとうございました。

　それでは最後になりますが、オブザーバーの方から可能な範囲で結構ですので、１人１分くらいで簡単なコメントをいただけますか。

　町村長会代表の方からお願いいたします。

○町村長会代表　私どもでは障がいも担当しておりますが、住民人権課ということで、人権についても担当しております。

　ですので、障がい者の方への理解を深めるという意味で、本日は昼から、３障がいを持たれている方の通所施設だとか入所施設、それぞれ一般の方が２０名ほどバスに乗っていただき、現場をまず見ていただき、いろいろな理解を深めていただきたいと思っております。

　小さい町ですので、いろいろと不十分なところもございますが、小さな市町村だからこそできるような取組みを進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長　続きまして、市町会代表の方お願いします。

○市長会代表　本日の話の中でもありましたが、大阪府が進められている、この差別解消に向けた取組みにつきましては、広域支援相談員の方にもお越しいただいて、細かく大阪府の取組みや細かな事例についても紹介いただいて、大阪府での取組み、そして、共通認識というものをこちらでもとらせていただいたようなことをしています。

　そしてこの場を借りてお礼を申し上げたいことは、大阪府からメールなどで、実際の具体例であったり相談事例の検証などがいつでもできるような範囲で資料提供いただいて、大阪府内の個々の市町村に資料提供、共通認識を広めるような取組みをしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

　本日の議論も踏まえまして、相談事例の検証の資料などを持ち帰って、さらなる理解を深める取組みなどに活かしていきたいと考えている次第です。

　ありがとうございました。

○会長　大阪労働局からよろしくお願いいたします。

○大阪労働局　大阪労働局です。よろしくお願いいたします。

　私どもも当然ハローワークを組織している部局でございますので、先ほどのお話をしていただいております障がい者の差別解消の中でも、合理的配慮を含め、雇用分野に対しまして対応をさせていただいたり、各事案について、各市町村から、当然、大阪府を経由して上がってもおります。

　雇用促進法において、このような形の解消も当然やっておりますので、今後とも大阪府との連携を深めながら、そのような形で、各事案に対しまして事業所には直接行かせていただいて、本人の聴取等をさせていただき、配慮してまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○会長　事業所の差別事例というのは、昨年１年にどのぐらいありましたか。

○大阪労働局　大体１年で４０件ぐらい受けて、基本的に数件くらいが差別に当たるものがある、という感じです。

○会長　ありがとうございます。

　続きまして、大阪法務局からお願いします

○大阪法務局　大阪法務局です。よろしくお願いいたします。

　法務省人権擁護機関におきましても、ノーマライゼーションの理念において、いっそう提唱させ、障がいのある人の自立、社会参加を促進するためのさまざまな啓発活動を行っているところです。

　今後も大阪府各関係機関と連携しながら、啓発活動を進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長　人権擁護にも、やはり障がい者差別の相談事例はきているのでしょうか。

○大阪法務局　はい、挙がっております。件数は今持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○会長　このように障がい者差別の相談窓口が一本化されておらず、いろいろなところで相談を受け付けながら、連携をして対応に当たっていこうという仕組みになっております。

　今後とも、お付き合いよろしくお願いいたします。

　それでは時間も過ぎております。以上で本日の議事をすべて終了いたしましたので、事務局に議事をお返しします。よろしくお願いいたします。

○事務局　以上で、「第２回　大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたり、熱心な議論をいただきありがとうございました。

（終了）